

【別紙資料 18】

テレビ電波障害対策について（案）

テレビ電波障害が発生した場合には、次表の対応方法により対策する。

1) CATV による対策

対策内容は従来のおりとするが、デジタル対応仕様による対策とする。ただし、有料化区域の場合(現時点ではスターキャットネットワーク営業範囲)を除く。

2) 共同受信施設を設置による対策

従来のおり、組合を設立し協定書を締結する。

対応内容は、共同受信施設からの電波をパススルー伝送方式により送信する。

	県営住宅の立場		県の対応	
	地デジ化前	地デジ化後		
近隣対応	原因者	CATV	障害が消滅	原則 CATV 継続
		アンテナ		アンテナ撤去
		CATV	継続して障害あり	CATV 継続
		アンテナ		アンテナ継続
			既存建物により新規障害発生	対応なし
			建替建物により障害発生	原則 CATV 対応 区域外はアンテナ設置
県営住宅内	被害者	CATV	障害が消滅	原則 CATV 継続
		アンテナ		アンテナ継続
		CATV	継続して障害あり	CATV 継続
		アンテナ		アンテナ継続
			周辺既存建物により新規障害発生	アンテナ調整または CATV 加入
			周辺新築建物により新規障害発生	原因者対応

※CATV 区域であっても、有料化区域の場合は原則としてアンテナ対応とする。

※自治会要望により CATV に加入する場合の費用は自治会負担とする。